

10 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意

私の住民情報及び税情報について、八百津町担当者が調査することに同意します。

※添付書類

- (1) 対象設備の見積書の写し
- (2) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書
- (4) 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を遵守すること」等に関する申請者の誓約書（様式第1号の2）
- (5) 補助対象設備の設置を行う施工業者の誓約書（様式第1号の3）
- (6) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第1号の2（第6条関係）

誓約書（申請者用）

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

- 1 1 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 1 2 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 1 3 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 1 4 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 1 5 設備設置により得られる環境価値のうち需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 1 6 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- 1 7 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 1 8 補助対象設備について、国や岐阜県からの別の補助金・交付金等を受領していないこと。
- 1 9 八百津町暴力団排除条例（平成24年八百津町条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

年 月 日

署名 _____

様式第1号の3（第6条関係）

誓約書（施工業者用）

_____様が、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金を
受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 4 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 5 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 6 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 7 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。

年 月 日 施工業者名 _____

代表者名 _____ 印 _____

第 号
年 月 日

様

八百津町長

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付の条件等

- (1) 八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
- (3) 対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第9号）を町長に提出すること。
- (4) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する町長からの協力の求めに応じること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

八百津町長

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

八百津町長 様

申請者 住 所
氏 名

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金について、（変更・中止・取下）したいので、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

八百津町長

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金の（変更・中止・取下）について、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

八百津町長 様

申請者 住所
氏名

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、
八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、設
置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 設置場所
- 2 対象設備設置完了年月日 年 月 日
- 3 総事業費 金 _____ 円
内訳 太陽光発電設備 円
蓄電池 円
- 4 補助対象事業費 金 _____ 円（税抜）
内訳 太陽光発電設備 円（税抜）
蓄電池 円（税抜）
- 5 補助金額 金 _____ 円（千円未満切捨）
内訳 太陽光発電設備 円（千円未満切捨）
蓄電池 円（千円未満切捨）
- 6 太陽光発電設備の最大出力 _____ kW
- 7 蓄電池の蓄電容量 _____ kWh

※添付書類

- (1) 対象設備の設置に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書・取扱い説明書の写し

- (3) 電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し（接続契約・売（買）電契約等する場合に限る）
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

八百津町長

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金額の確定決定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

八百津町長 様

請求者 住 所
氏 名

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、
八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第12条の規定により請求
します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

- (1) 金融機関の名称
- (2) 支店等の名称
- (3) 預金種類
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人
- (6) 口座名義人（フリガナ）

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

八百津町長 様

請求者 住 所
氏 名

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けて設置した設備を、下記の理由により処分したいので、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 対象設備

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の方法

4 処分の理由

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

八百津町長

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金の財産処分等について、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件